

議案第3号

比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から埼玉中部資源循環組合が脱退するとともに、比企広域公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めます。

令和2年2月6日提出

埼玉中部資源循環組合
管理者 宮崎善雄

提案理由

比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から埼玉中部資源循環組合が脱退するとともに比企広域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

比企広域公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

比企広域公平委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「埼玉中部資源循環組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

比企広域公平委員会共同設置規約新旧対照表

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(共同設置)</p> <p>第1条 次に掲げる市町村及び一部事務組合(以下「関係市町村等」という。)は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>東松山市</p> <p>滑川町</p> <p>嵐山町</p> <p>小川町</p> <p>川島町</p> <p>吉見町</p> <p>ときがわ町</p> <p>東秩父村</p> <p>小川地区衛生組合</p> <hr/> <p>比企広域市町村圏組合</p> <p>第2条～第12条 (略)</p>	<p>(共同設置)</p> <p>第1条 次に掲げる市町村及び一部事務組合(以下「関係市町村等」という。)は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>東松山市</p> <p>滑川町</p> <p>嵐山町</p> <p>小川町</p> <p>川島町</p> <p>吉見町</p> <p>ときがわ町</p> <p>東秩父村</p> <p>小川地区衛生組合</p> <p><u>埼玉中部資源循環組合</u></p> <p>比企広域市町村圏組合</p> <p>第2条～第12条 (略)</p>